

## 令和6年度愛媛地方最低賃金審議会第3回愛媛県最低賃金専門部会 議事録

### 日時

令和6年8月19日(金) 9:55~12:35

### 場所

松山若草合同庁舎共用大会議室  
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

### 出席者

#### 公益代表委員

森本部長、井上部会長代理、宮谷委員

#### 労働者代表委員

白石委員、曾我委員、竹箇平委員

#### 使用者代表委員

小野委員、小池委員、八塚委員

#### 事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

### 議題

- 1 開 会
- 2 金額審議
- 3 その他
- 4 閉 会

### 議事

#### 賃金室長

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、委員の皆様全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、森本部長、これからの議事進行をよろしくお願いいたします。

#### 森本部長

各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

ただ今から、第3回愛媛県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日も引き続き、金額審議を行いますので、ここからは公労、公使に分かれて審議を行ってまいります。

2者間協議となる金額審議は、非公開とします。

それでは、これから2者間協議に入りますので、傍聴人の皆様には、ここで御退席いただきますようよろしくお願いいたします。

(傍聴者退席)

(以降具体的な金額審議)

労働者側(4回目)

春季賃上げ妥結状況(第1回専門部会資料19ページ)のうち、連合の有期・短時間・契約労働者等の状況は、加重平均62.70円で、最低賃金の影響を受ける各種商品・小売業のパート、アルバイト等の短時間労働者の賃上げ妥結状況が66.70円の結果も認められている。

愛媛県最低賃金は、同じBランクの島根県や香川県と依然として差が広がっているのので、その差を詰める必要がある。

本日、結審にむけた歩み寄りとして、短時間労働者の賃上げ妥結状況の結果を四捨五入して、67円引き上げた964円(引上げ率7.47%)を提示する。

使用者側(4回目、最終提示)

春季賃上げ妥結状況(第1回専門部会資料19ページ)のうち、連合の第7回(最終)回答集計結果の規模計として、平均賃上げ方式(加重平均)の引上げ率5.20%を適用する。

この5.20%という伸び率には、単価の高いベテラン労働者のデータも加味され、高額な単価が伸び率に影響しているほか、ベースアップのデータと併せて属人的な要素のある定期昇給のデータも反映されている数値であり、本来、主に小規模事業者での適用が想定され、属人的な要素のない最低賃金の伸び率の根拠としてはなじまないと考えているが、紛れもない賃上げ実績であるため、賃金支払い能力を超える過度の引上げ負担を避けるため、着目したものである。

本日、結審に向けた歩み寄りとして、現行の愛媛県最低賃金897円 $\times$ 5.20%=46.64円を四捨五入した47円引き上げた944円(引上げ率5.24%)を提示する。

なお、補足として、引上げ率5.24%は、中賃の公益委員見解でも着目された「頻繁に購入する品目の消費者物価指数対前年上昇率(2023年10月~2024年6月)」の5.4%に近似する率であり、最低賃金近傍の労働者の購買力を維持するという趣旨にかなうものと考えている。

労働者側（５回目、最終提示）

春季賃上げ妥結状況（第１回専門部会資料 19 ページ）のうち、連合の有期・短時間・契約労働者等の加重平均で賃上げ額が 62.70 円であり、62.70 円を四捨五入した金額が 63 円となる。

結審に向けた歩み寄りとして、63 円引き上げた 960 円（引上げ率 7.02%）を提示する。

#### 公益案の提示

労使双方の歩み寄りを促したものの、これ以上の金額提示は行われなかったため、労使双方から公益案提示の了解を得た上で、公益委員の間で公益案の検討を行った。

労働者の生計費、賃金及び通常の賃金支払い能力について、各種統計資料及び労使の主張を考慮した結果、今年は生計費を重視するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることを考慮した。

地域間格差を是正して愛媛県からの人口流出を防ぐとともに、Ｂランクである愛媛県がＣランク県より下回っている状況の解消を重視し、現行の愛媛県最低賃金 897 円から 59 円引き上げた時間額 956 円（引上げ率 6.58%）を公益案として提示した。

#### 公益案の採決

公益案について採決した結果、全会一致で結審に至った。

#### 使用者側委員からの要望

採決後、使用者側委員から以下の要望が述べられた。

中央最低賃金審議会の目安審議、本審審議ともに、労働者の生計費を特に重視する一方で、小規模事業者の賃金引上げの状況を含む通常の賃金支払い能力に関しては、十分に斟酌されているとは考えられない。また、Ｂランクに区分された愛媛県では、地域間格差の解消も求められる環境下での議論を余儀なくされたところである。

地方の中小企業・小規模事業者は、原材料価格の高騰等によるコスト増大、急激な最低賃金額の上昇による労務費の増大の中で、十分な価格転嫁ができない業種等もあり、今回の結論は非常に厳しいものである。これを踏まえ、

業務改善助成金を更に活用しやすくするための制度の簡素化や設備の増設要件緩和等の制度充実。

二極化が進んでいるとされる労務費等の価格転嫁問題を踏まえた、中小企業・小規模事業者のための価格転嫁交渉の支援。

いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境整備。  
について、政府としてなお一層の取り組みをお願いすることを専門部会の報告書に記載

を望む旨の要望が出され、専門部会各委員の了承のもと、報告書に盛り込むこととした。

( 専門部会報告書作成、配布 )

( 以後公開の審議 )

森本部長

傍聴人の方はお待ちしました。先ほどまで労使各側の意見をお聞きして審議を進めてまいりましたが、最終的には労使意見の一致には至りませんでしたので、公益案をお示ししました。

採決の結果、労使全会一致での結論に至りました。

それでは、答申いたします。

( 部長から答申文を労働基準部長に手交 )

労働基準部長

ありがとうございました。

森本部長

それでは、あらためて事務局は、答申文の朗読をお願いいたします。

( 賃金指導官から答申文を朗読 )

森本部長

ただ今の内容をもって、当専門部会の審議の結果は、この後、午後 3 時 00 分から開催されます第 3 回本審において、部長名をもって、会長あてに文書で報告することいたします。

それでは議事を進めます。

議事項番 3 「その他」に入ります。委員の皆様から御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

( 意見等なし )

森本部長

それでは、事務局からお願いいたします。

賃金室長

第3回本審は、この後、午後3時00分から開催となります。専門部会の委員の皆様には、引き続きの審議となりますが、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

森本部長

議題はすべて終了しておりますが、ほかに何かありますでしょうか。

なければ、以上で第3回専門部会を終了いたします。

引き続きまして、第3回本審を本日午後3時00分から行いますのでよろしくお願いいたします。委員の皆様、大変お疲れさまでした。